

## 大型連休中の役場等の業務

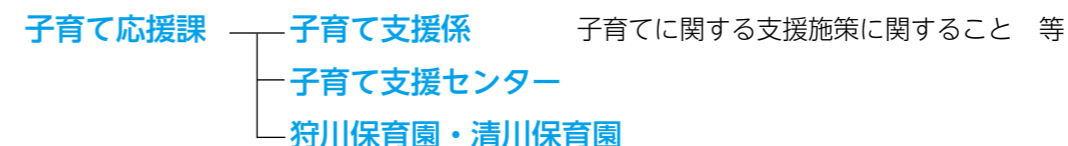
	4/27(土)	4/28(日)	4/29(月)	4/30(火)	5/1(水)	5/2(木)	5/3(金)	5/4(土)	5/5(日)	5/6(月)
役場 立川総合支所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	●4/27(土)～5/6(月)の戸籍の届出は次のようになります。 ▶8:30～18:00 (立川総合支所は17:00) ⇒役場管理人室、立川総合支所宿直室の管理人へ 役場：0234-43-2211 立川総合支所：0234-56-2211 ▶上記の時間帯以外は無人になります。お急ぎの場合は、☎090-6782-6760または、090-5593-4460へご連絡ください。									
火葬場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4/27(土)～5/6(月)の利用申込みは、 役場 8:30～18:00 ☎0234-43-2211 ※上記の時間帯以外は、委託業者にご連絡ください。4/1以降の委託業者は、広報4月15日号に掲載します。									
狩川公民館 余目第一公民館	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
立谷沢公民館 清川公民館 余目第二公民館 余目第三公民館 余目第四公民館	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
響ホール	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○
八幡スポーツ公園	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×
町直営体育施設	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	前田野目グラウンド・ゴルフ場、笠山グラウンド・ゴルフ場、体操センターは毎日使用できます。									
ウィンドーム立川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館本館 内藤秀因水彩画記念館	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×
図書館分館	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
北月山荘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クラッセ (カフェ余目製パン、やく けっチャーの)	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	なんでもバザール「あっでば」は毎日営業しています。									
町湯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○
しみ収集業務	●家庭から出る粗大ごみや多量の燃やすごみを直接持ち込む場合 ※かなりの混雑が予想されますので、余裕をもった搬入をお願いします。 8:30～16:30 ☎0234-31-2882 ※酒田地区広域行政組合に直接持ち込む場合はすべて有料です。									
	●家庭から出る資源物や埋立ごみを直接持ち込む場合 8:30～16:00 ☎0234-94-2339 ※酒田地区広域行政組合に直接持ち込む場合はすべて有料です。									
	資源ごみリサイクル ステーション (余目グラウンド管理舎) ・月曜日から土曜日 8:00～12:00 ・日曜日、祝日 9:00～15:00									
町営バス	幹線路線	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	循環路線 (1～4コース・ 中心市街地)	○	×	×	×	×	×	×	×	×
デマンドタクシー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
社会福祉協議会 (余目・立川老人福祉センター)	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×

## 4月1日から役場の機構が変わります

2020年に開庁予定の役場新庁舎における円滑な移行と立川庁舎の事務機構の整理再編を図るため、また、第2次総合計画および行財政改革を推進するため平成31年度より次のとおり機構の改編を行いましたのでお知らせします。

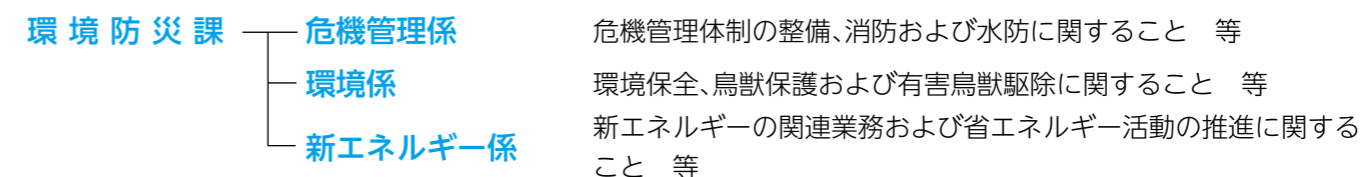
## 1 子育て応援課を新設

幼稚園・小学校・保育園の連携強化を図るため、**子育て応援課**を新設します。また、保健福祉課の子育て応援係を**子育て支援係**に名称を変更し、子育て支援センター、狩川保育園、清川保育園と併せて子育て応援課に移管します。



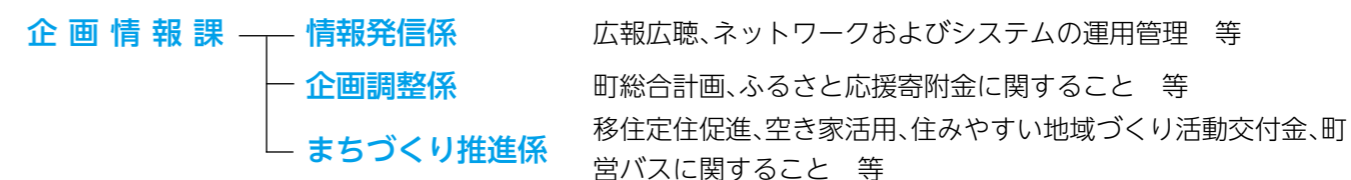
## 2 環境防災課を新設

危機管理および環境エネルギー対策の充実を図るため、**環境防災課**を新設し、総務課危機管理係、保健福祉課環境係、商工観光課新エネルギー係を移管します。



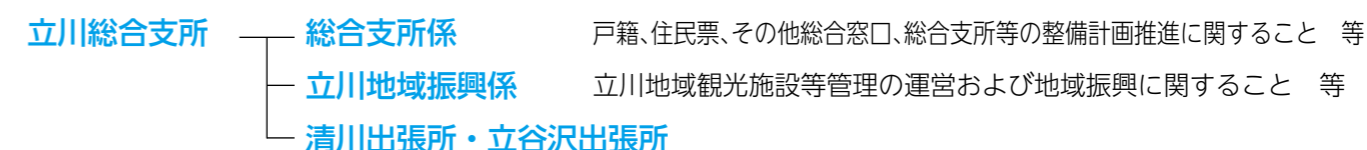
## 3 情報発信課を企画情報課に名称変更

総合計画、地方創生事業推進の強化を図るため、情報発信課を**企画情報課**に名称変更します。また、地域振興係を**まちづくり推進係**に名称変更し、ふるさと応援係を企画調整係に統合します。



## 4 立川総合支所の設置

立川支所を**立川総合支所**とし、立川地域のすべての窓口となる役割を担います。これまでの立川支所立川支所係を**立川総合支所総合支所係**に、商工観光課立川地域観光振興係を**立川地域振興係**とし、立川総合支所に配置します。



## 5 その他の変更点

- ▶新設  
総務課改革推進係：行財政改革の推進に関すること 等
- ▶統合  
保健福祉課健康福祉係 → 保健福祉課**健康推進係**  
企業課営業推進係 → 企業課**工務管理係**
- ▶名称変更  
総務課文書法令係 → 総務課**文書法制係**  
保健福祉課地域支援係 → 保健福祉課**高齢者支援係**

■問合せ：総務課総務係☎0234-42-0128

※組織機構図および職員配置図は4月15日号でお知らせします。

## 5月1日【子育て支援医療証】を一斉更新します

現在お持ちの「子育て支援医療証(以下「医療証」)」は、5月1日に様式が変更されることから、一斉更新します。新しい医療証には健康保険証情報を記載しますので、今後、お子さんの健康保険証の内容が変わった場合は、届出をお願いします。

新しい子育て支援医療証は、4月下旬に一斉に郵送します。

旧	【4/30まで】	新	【5/1以降】

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0153

## 庄内町観光協会 観光専門員募集

- 募集人員：1人
  - 雇用期間：2019年4月以降～2020年3月31日(更新可能)
  - 勤務地：庄内町新産業創造館クラッセ内 庄内町観光協会
  - 勤務内容：滞在交流型観光メニュー企画業務、観光ガイド、情報発信に関する業務等
  - 給与・待遇：月額19万円以内、社会保険、雇用保険、労災保険加入
  - 勤務時間：8:30～17:15(時間外勤務あり)※休日：土、日、祝日等
  - 応募資格：普通自動車免許を持っている方、ホームページやブログ作成に意欲のある方(経験あればなお可)
  - 提出書類：庄内町観光協会職員申込書、履歴書(写真貼付、市販の履歴書でも可)、職務履歴書(職務経験のある方)、ハローワーク紹介状
  - 申込方法：提出書類を問・応募先へ郵送または持参
  - 申込締切：4/12(金) 17:15必着(郵送の場合当日必着)
- ※詳細は、ハローワーク求人情報および募集要項をご覧ください。募集要項はハローワークおよび町観光協会事務局にあります。また、町ホームページからダウンロードもできます。
- 選考方法：書類審査、面接試験
  - 試験日時・会場：4/15(月) 13:30～・商工ふれあい会館 コアアルザ
  - 問・応募先：町観光協会(商工観光課観光物産係内) ☎0234-42-2922  
〒999-7781 庄内町余目字沢田108番地1(クラッセ内)

## 町税は口座振替による納付をお願いします！

町では、町税の納め忘れを防止する取組みとして「口座振替による納税」を推進しています。お手続きされていない方は、簡単便利な口座振替手続きをお願いします。

### ＜2019年度口座振替スケジュール＞

振替月	振替日 (納期限日)	税目			
		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国保税
2019年 4月	5/7(火)			全期	
5月	5/31(金)		1期		
6月	7/1(月)	1期			
7月	7/31(水)		2期		1期
8月	9/2(月)	2期			2期
9月	9/30(月)				3期
10月	10/31(木)	3期			4期
11月	12/2(月)				5期
12月	12/27(金)		3期		6期
2020年 1月	1/31(金)	4期			7期
2月	3/2(月)		4期		8期
3月	3/31(火)				9期

○振替日前日までに残高の確認と入金をお願いします。

○何らかの理由で引き落としにならなかった場合は、翌月はじめに口座振替不能通知(納付書)が郵送されます。

### 軽自動車の車検を受けられる方へ

○口座振替をされている方は、5/13(月)に納税証明書を郵送することから、平成31年4月30日から5月15日までの期間、有効な納税証明書がない状態となります。この期間を避けて車検を受けられるようにしてください。

○納付書で納めている方は、控えに納税証明書がっています。証明書は車検の際に必要なとなりますので、車検証と一緒に保管してください。

■問合せ：税務町民課納税係 ☎0234-42-0137

## 2019年度健康しょうないマイレージ事業

町民のみなさんが町であらかじめ指定する健康づくりに関する取組みに参加するとポイントが付与され、貯まったポイントに応じて特典や景品と交換する事業です。

※今年度に限り、昨年度に発行されたポイントカードも有効です。

●対象者：庄内町に住所を有する20歳以上の方

●参加方法：保健福祉課窓口で健康しょうないマイレージ事業ポイントカードを取得し、ポイントを集めます。

●ポイント対象事業：「特定健康診査」、「がん検診」、「歯周疾患検診」、「生活習慣病予防教室」などの健康づくり事業、  
「住民主体の介護予防事業」

●景品交換日時：5月以降の毎週金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00

●景品交換場所：保健福祉課窓口(余目保健センター内)

●ポイントカードの有効期限：2020年3月31日(火)

■問合せ：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0148  
高齢者支援係 ☎0234-43-0490

